	ＪＳＩＣ　二八二＊２　電子部品製造業 ＪＳＩＣ　二八九＊２　その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 ＪＳＩＣ　二九一＊２　発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九二＊２　産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九五二＊２　一次電池（乾電池、湿電池）製造業 ＪＳＩＣ　二九六＊２　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二九七＊２　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二九九＊２　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三〇＊２　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三一三＊２　船舶製造・修理業、船用機関製造業 ＪＳＩＣ　三一五九＊２　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三一九九＊２　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三三　電気業 ＪＳＩＣ　三四　ガス業 ＪＳＩＣ　八八九九＊２　他に分類されない廃棄物処理業 ＪＳＩＣ　九〇一＊２　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。） ＪＳＩＣ　九〇二＊２　電気機械器具修理業 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印１（＊１）は、この留保の対象となる活動が核物質に限られることを示す。ＪＳＩＣの番号に付された星印２（＊２）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が原子力産業に関連する活動に限られることを示す。
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条）（注） 注　第八・十一条の規定に基づく義務に関し、この留保は、貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく義務に反しない措置についてのみ適用する。
概要	最恵国待遇（第八・十七条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又は当該エネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二章 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三章 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章

九

分野	金融サービス
小分野	銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。）
産業分類	
関連する義務	市場アクセス（第八・十五条） 内国民待遇（第八・十六条）
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国は、第八・二条(d)(i)に定義する態様による次の(a)から(d)までに規定するサービス及び同条(d)(ii)に定義する態様による次の(e)に規定するサービスを除くほか、銀行サービスその他の金融サービスに関する国境を越える金融サービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注） 注　(a)から(d)までの規定については、日本国は、欧州連合の国境を越える金融サービスの提供者及び金融商品の登録又は承認を要求することができる。 (a)　日本国内の金融機関その他の団体であって日本国の関係法令に定めるものを相手方とする証券関連の取引 (b)　投資信託の受益証券及び投資証券の日本国内の証券会社を通じた販売（注） 注　勧誘は、日本国内の証券会社によって行われなければならない。

十

	(c)　集団投資計画に対する次のサービス (i)　投資助言 (ii)　資産運用サービス（次のものを除く。） (A)　信託サービス (B)　集団投資計画（注）の運用に関係しない保管及び執行サービス 注　この項において「集団投資計画」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき、投資運用業務に従事する金融商品取引業者と解される。 (d)　第八・五十九条(a)(ii)(K)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに同条(a)(ii)(L)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。） (e)　第八・五十九条(a)(ii)に規定するサービス
現行の措置	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条、第二十九条の二及び第六十一条

十一

分野	漁業及び漁業に付随するサービス
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条）
概要	
現行の措置	保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六
関連する義務	保険及び保険関連のサービス（第八・十五条） 内国民待遇（第八・十六条） 国境を越えるサービスの貿易
概要	日本国は、欧州連合の領域において設立された欧州連合の金融サービス提供者が提供する第八・二条(d)(i)及び(ii)に定義する態様による次のサービス（本人として、仲介により又は仲介者として提供するかどうかを問わない。）を除くほか、保険及び保険関連のサービスに関して国境を越える金融サービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注） 注　保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。 (a)　次の事項に関連する危険に対する保険 (i)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される物品及び物品を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。 (ii)　国際間の運送中の物品 (b)　再保険、再再保険及び第八・五十九条(a)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス